

# I 不祥事の未然防止のために

## とちぎの求める教師像

～自信と誇りをもって子どもたちと向き合える教師～

人間性豊かで信頼される教師

幅広い視野と確かな指導力をもった教師

教育的愛情と使命感をもった教師

教職員には、地方公務員としての服務義務が課せられています。特に、教職員は、児童生徒等の成長に大きな影響を与えることから、専門的知識はもとより、豊かな人間性や使命感が求められます。職責を十分に理解し、倫理観や規範意識等をより一層高め、サービスの厳正に努めることが必要です。

サービスの基礎について改めて確認し、不祥事の根絶に努めなければなりません。

# 1 服務規律の徹底について

## (1) 服務の根本基準

### 日本国憲法第 15 条第 2 項

すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

### 地方公務員法第 30 条

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

憲法第 15 条第 2 項は、「すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。」と定めており、地方公務員法ではこの規定を受けて、第 30 条に地方公務員の服務の根本基準に関する規定を設けています。

地方公務員は、全体の奉仕者であることから、民間企業等の勤労者とは異なった服務義務が課されています。

地方公務員法の服務義務に違反した場合は、懲戒処分の対象になるとともに、一部の義務違反については、刑事罰の対象にもなり得ます。

## (2) 具体的な服務義務

### 「職務上の義務」…三つ

#### ① 服務の宣誓(地方公務員法第 31 条)

職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

#### ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

#### (地方公務員法第 32 条)

職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。

※学習指導要領にも従う。(学校教育法、同施行規則)  
体罰の禁止(学校教育法第 11 条)

### ③ 職務に専念する義務(地方公務員法第 35 条)

職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

※一方で、職務専念義務免除の特例もある。(職務に専念する義務の特例に関する条例、職務に専念する義務の免除に関する規則、県立学校職員服務規程第 18 条)

## 「身分上の義務」・・・五つ

### ① 信用失墜行為の禁止(地方公務員法第 33 条)

職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

※交通違反などが該当することもある。(飲酒運転は論外)

### ② 秘密を守る義務(地方公務員法第 34 条)

職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

### ③ 政治的行為の制限(地方公務員法第 36 条)

職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与し、若しくはこれらの団体の役員となつてはならず、又はこれらの団体の構成員となるように、若しくはならないように勧誘運動をしてはならない。

※18 歳以上の全ての国民に選挙権が付与。生徒(主に高校 3 年生)が有権者になることを忘れずに。

### ④ 争議行為等の禁止(地方公務員法第 37 条)

職員は、地方公共団体の機関が代表する使用者としての住民に対して同盟罷業、怠業その他の争議行為をし、又は地方公共団体の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をしてはならない。又、何人も、このような違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおつてはならない。

## ⑤ 営利企業への従事等の制限(地方公務員法第 38 条)

職員は、任命権者の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

## 兼職及び他の事業等の従事(教育公務員特例法第 17 条)

教育公務員は、教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業若しくは事務に従事することが本務の遂行に支障がないと任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する県費負担教職員については、市町村（特別区を含む。以下同じ。）の教育委員会。）において認める場合には、給与を受け、又は受けなくて、その職を兼ね、又はその事業若しくは事務に従事することができる。

### (3) 服務規律の確保

#### ①教職員のコンプライアンス

コンプライアンスは「法令遵守」と言われ、法律や規則などの法令に従うことを言います。社会的な規範や倫理を守ることも含みます。モラルやマナーとは違い、ルールや規律に近い意味をもっています。コンプライアンスには本来「命令に従う」という意味があり、上司の職務命令や教育委員会等の方針に従うことも含まれます。

教職員には、職務の重要性から、また、周囲の信頼に応えるために、遵守すべき内容が「地方公務員法」や「教育公務員特例法」によって示されています。

#### ②懲戒処分について

「懲戒」とは、職員の服務義務の違反に対して、その道義的な責任を追及し、規律と秩序を維持することを目的として任命権者が課す制裁のことです。

服務事故を起こすと、まず、学校等が事故を起こした者に事情聴取して事故報告書を作成し、市町教育委員会を経て栃木県教育委員会に提出します。県教育委員会は、任命権者として、事故を起こした者や校長などの管理監督者等の調査を行い、その後、処分や措置が決定されます。

懲戒処分は、大きな不利益を被るもので、最も重い**免職**は、職を失い、退職金の支給が制限され、教員免許も失効することになります。

**停職**は、本県では最大6か月職務に従事できなくなり、その間の給料等の支給もありません。

**減給**は、本県では最大6か月、給料の月額額の10分の1以下が減額されるものです。

**戒告**は、行為を戒める内容を通告するものです。

戒告以上の懲戒処分を受けると、報道機関に公表され、新聞などで報道されます。また、履歴にも記載され、消えることはありません。

これらの懲戒処分のほかに、訓告や嚴重注意が行われることがあります。職員が職務上の義務を違反した場合において、服務監督権者から部下職員に対する指導、監督上の措置として行われるものです。

### ③懲戒処分の影響について

#### ア 教育職員免許状について

教育職員免許法に基づき、職員が懲戒免職の処分を受けたときは、その免許状は効力を失い、速やかに県教育委員会に返納しなければなりません。

また、令和4年4月1日施行の「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」の基本的な指針において、児童生徒性暴力等を行ったことにより懲戒免職等となった教員が、教壇に戻ってくるという事態はあってはならないとされています。

#### イ 給与等について

懲戒免職はもとより、停職による給与の不支給及び減給における給与の減額による給与上の影響があります。懲戒処分を受けると、その他にも定期昇給や期末・勤勉手当の成績率等に影響が及びます。

### ④教職員が負う責任について

#### ア 行政上の責任…懲戒処分等

イ 刑事上の責任…犯罪行為を行った場合に、法令に基づき刑事罰を受けることになる。

ウ 民事上の責任…故意または過失によって他に損害を与えた場合、慰謝料や損害賠償が求められる。

## ⑤ 周囲に及ぼす様々な影響

懲戒処分等を受けた場合、周囲に様々な影響を及ぼすことになります。

### 【周囲に及ぼす影響の一例】

- 被害者への影響
  - ・心に深い傷を負わせる。捜査や裁判等での大きな負担を与える。
  - ・被害者やその家族に、大きな身体的・精神的な影響を与える。
- 学校への影響
  - ・学校名が報道され、様々な形で学校の情報が掲載され続ける。
  - ・児童生徒が大人に対して不信感を持つようになり、教育活動が円滑に実施できなくなる。
- 公務遂行への影響
  - ・教職員としての職を傷つけ、全ての教職員の信用を損ねることになる。

児童生徒や保護者の信頼が大きく揺らいだ状況で教職員が学校に勤務することは、非常に困難を伴います。

**日頃から、自覚と責任ある行動を心掛けましょう。**